

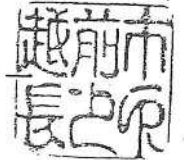


越前市告示第72号

令和7年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月4日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和7年6月11日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 33 号

越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例及び越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運
動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に
関する条例及び越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成
の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例及び越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運
動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例（平成 17 年越前市条例第 15 号）の一部を次のように改
正する。

第 4 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

(越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公
営に関する条例（平成 19 年越前市条例第 24 号）の一部を次のように改正す
る。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び越前市議会議員及び越前市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 34 号

職員の育児休業等に関する条例及び越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例及び越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

職員の育児休業等に関する条例及び越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同

条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学生就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第 22 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 4 を第 16 条の 5 とする。

第 16 条の 3 中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 4 とする。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第 16 条の 3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 39 号）第 23 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第 23 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育

児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項各号に掲げる措置を講ずることができる。

議案第 35 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加え

る。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の越前市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、越前市市税賦課徴収条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 越前市市税賦課徴収条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0 . 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0 . 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 36 号

工事の請負契約について

新公立認定こども園（吉野地区）新築工事を次のとおり契約するものとする。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 新公立認定こども園（吉野地区）新築工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 611,380,000 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 田中建設株式会社・北信建設株式会社・株式会社木原
特定建設工事共同企業体 |

代表者 越前市本保町第 21 号 10 番地

田中建設株式会社

議案第 37 号

工事の請負契約について

王子保公民館耐震補強等工事を次のとおり契約するものとする。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|-------------|--------------------------------------|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 王子保公民館耐震補強等工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 180,950,000 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 越前市中平吹町第 30 号 9 番地の 11
南越建設工業株式会社 |

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度越前市一般会計補正予算（第 12 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 3 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.

０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３第１５項を同条第１６項とし、同条第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかか

わらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 3 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 40 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 4 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 17 年越前市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15

条第４１項」に改める。

附則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の越前市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 5 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 1 8 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5 , 0 0 0 円」を「3 0 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5 , 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。